

【許可基準について】

一般廃棄物処理業許可基準

1. 一般廃棄物収集運搬業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）による基準	登米市基準
・法第7条第5項第1号「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。」	・法第7条第5項第1号に規定する基準は、事業系一般廃棄物等（家庭系処理困難物を含む）の収集運搬とする。
・法第7条第5項第2号「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。」	・法第7条第5項第2号に規定する一般廃棄物処理計画（法第6条）に適合するものの中に、次のとおり「収集運搬業の許可基準」を設ける。 ①資源ごみの分別収集などごみの減量化に取り組む体制が整備されていること又は業務開始までに整備すること。 ②登米市内の住民であること。法人の場合は登米市内に本社が存在していること。ただし、登米市外の住民又は本社が登米市外に存在する法人が許可を申請する場合は、所在市町村等の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する物に限り、荷積み又は荷降ろしの許可の申請を行うことができる。 ③許可申請をする場合、事業計画書に2カ年度分の一般廃棄物収集予定量を記入すること。 ④更新の許可申請の場合、過去2カ年度中に実績が皆無又は極めて少量であった場合は、許可しないことができる。
・法施行規則第2条の2第1号「施設に係る基準」	①収集車両を1台以上保有していること。 ②パッカー車等を使用し、一般廃棄物が飛散及び悪臭が漏れるおそれのないようにすること。ただし、生ごみを収集しない場合はこの限りでない。
・法施行規則第2条の2第2号「申請者の能力に係る基準」	①ごみ収集運搬業の講習会を受講していること。 ②納税義務を確実に果たしていること。
・法第7条第5項第4号	①法第7条第5項第4号イ～ヌのいずれにも該当しないこと。